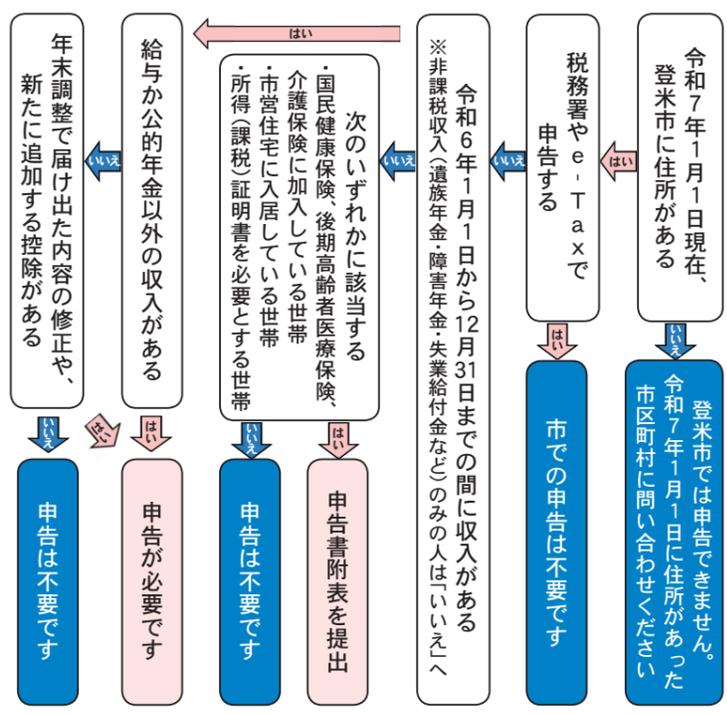


Information 01

令和7年度(令和6年分)所得の申告相談が始まります

令和6年分所得の申告相談を、旧町域、行政区ごとに実施します。日程や必要書類などは、市公式ホームページまたは各世帯に配布する「令和6年分所得の申告相談について(ご案内)」をご覧ください。

申告の要否フローチャート



【期間】2月10日(月)～3月17日(月)
 【申告書附表】左記の「申告の要否フローチャート」で「申告書附表を提出」に該当する人は、3月17日(月)までに、各申告会場または各総合支所市民課に提出してください。
 【申告相談の受付方法】会場に準備してある「受付票」を記入し、申告受付時間の目安が記載された番号札を受け取り、指定時間の10分前までに会場へお越しください。
 ※受け付けできるのは当日の申告分のみで、翌日以降の予約はできません。
 【税務署での申告が必要な人】次のいずれかに該当する場合は、税務署での申告をお願いします。①青色申告②過年分(令和5年分以前)の申告③取用以外で土地、建物など不動産を売却した人④上場株式や先物取引に係る所得の申告⑤繰越損失のある人⑥雑損控除のある人⑦住宅借入金等特別控除の適用を受ける人(年末調整済を除く)⑧相続税法対象年金のある人⑨利子所得の申告⑩初めての営業、不動産の申告⑪令和6年1月2日以降に亡くなった人の代わりに申告をする人

【問い合わせ】総務部税務課(市民税係)
 ☎0220(22)2163

Information 02

地域全体で有機農業を推進 県内初オーガニックビレッジを宣言

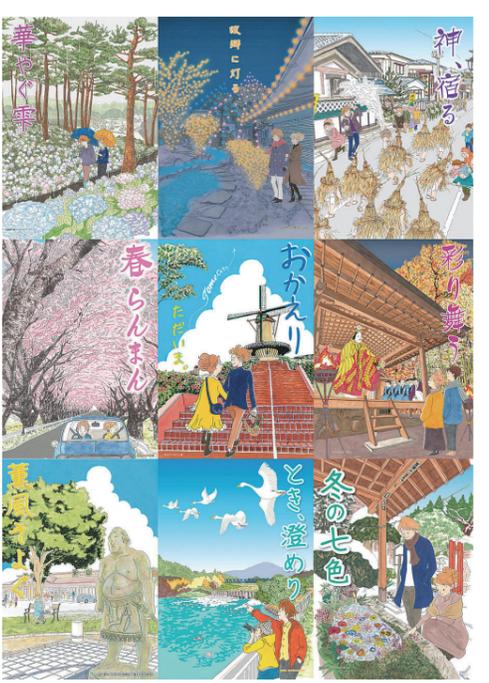
市は、今後5年間の推進計画となる「登米市有機農業実施計画」を策定したことにより、12月25日、県内の自治体では初めてとなる「オーガニックビレッジ」を宣言しました。「オーガニックビレッジ」とは、生産から加工、流通、消費

まで一貫して、農業者や事業者、地域内外の消費者を巻き込んだ、地域ぐるみの取り組みを進める市町村のことで、市では、有機米のPR活動や学校給食への提供などを実施。今後は、有機農業の生産段階の取り組み、流通、加工、消費拡大などを推進し、市全体で有機農業の持続・発展が可能な仕組みづくりに努めていきます。

【問い合わせ】産業経済部産業総務課(産業総務係)
 ☎0220(34)2716

Information 03

シテイプロモーションイラストを利用できます



市は、市内在住のイラストレーター野家一行氏が描いた9町のシテイプロモーションイラストを活用し、ポスターやノベルティ、パンフレットなどを作成・配布するなど、市の魅力を広く発信する取り組みをしています。

この度、民間事業者などに利用していただけるよう、無償でデータを提供します。

【活用例】▼自社商品のパッケージや包装紙、オリジナル商品など▼小学校の卒業アルバム、名刺など

※市のイメージアップ、PRに資するための利用に限る

【利用方法】イラストを活用し、市のシテイプロモーションに賛同する事業者等は、市公式ホームページに掲載のガイドラインを確認の上、申請書を提出してください

【申し込み・問い合わせ】まちづくり推進部まちづくり推進課(ふるさと定住係)
 ☎0220(23)7331

登米市は、人と環境に優しい環境保全型農業への先駆けた取組による環境保全米の発祥の地であり、それまでの増産重視の生産体制を地球環境や生物多様性に配慮した米づくりへ転換し、生産者や関係機関の皆様とともに、持続可能な農業の実現を目指して取り組んできました。

本市は、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明し、地域が一体となって、カーボンニュートラルの実現を目指しています。

「みどりの食料システム戦略」で掲げる「有機農業の拡大」、「農林水産業のCO2ゼロミッション」の目標達成に向けて、本市農業の強みである環境保全型農業を更にステップアップさせ、生産力の向上と持続性が両立した登米市農業の発展を目指します。

有機農業の取組面積が県内トップの本市が、宮城県の前頭に立ち、地域ぐるみで環境に配慮した農業を推進することを決意し、ここに「オーガニックビレッジ」を宣言します。

令和6年12月25日
 登米市長 熊谷盛廣

市公式ホームページ「シテイプロモーションイラストについて」

佐沼税務署 申告書作成会場の開設

【場所】佐沼税務署(1階会議室)
 【開設期間】2月17日(月)～3月17日(月)
 【開設時間】午前9時～午後5時
 ▶土・日曜日、祝日は開設していません
 ▶入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券は、当日会場で配付しますが、状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。また、LINEでの事前発行も可能です
 ▶会場では、持参したスマートフォンやタブレットを使用して申告書を作成していただきます
 ▶スマートフォンなどマイナンバーカード(発行時に設定した暗証番号を含む)を持っている人は、持参をお願いします

▶3月は、大変な混雑が予想されます。早めの来場をお願いします
 【問い合わせ】佐沼税務署
 ☎0220(22)2501(音声案内で2番を選択)

マイナンバーカードでe-Tax

いつでもどこでも
初めてでも安心

確定申告書等作成コーナー

マイナポータル連携について